

平成28年11月27日改訂

社会福祉法人 原町成年寮

定款 細則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人原町成年寮(以下法人という)定款第24条のただし書きの規定に基づき、日常の軽易な業務についての理事長の専決事項について定めるものである。

(専決事項の範囲)

第2条 専決事項の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事項
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係わる契約であって、予算の範囲内のもの
ただし、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合には、理事会において選任する他の理事が専決する。
- (5) 建設工事請負や物品購入等の契約のうち、法人経理規定第57条に定める契約
ただし、予定価格が250万円未満のものに限る。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合には、理事会において選任する他の理事が専決する。
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得および改良のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合には、理事会において選任する他の理事が専決する。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却および廃棄。
ただし法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 利用者の預かり金の日常の管理に関すること
- (11) 寄付金の受け入れに関する決定。
ただし、上限は500万円未満とし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(報告義務)

第3条 理事長は専決した事項について、直近の理事会に報告しなければならない。

(細則の変更)

第4条 この細則の変更は、評議員会の同意を得て、理事会の議決に基づく。

(附 則)

第4条 この細則は2016年11月28日より実施する。

平成28年11月27日 制定

理事会運営規則

社会福祉法人 原町成年寮

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人原町成年寮（以下「この法人」という）定款第23条に基づき、この法人の理事会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に6月、11月、及び3月の年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会はすべての理事をもって組織する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は理事長が招集する。ただし、第2条第3項第2号による理事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第2号による場合は、理事がこれを招集する。

3 理事長は、第2条第3項第2号による場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員が改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集する場合には、会議の日時及び場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により、通知を発出することができる。

3 前2項の規定に係わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(議 長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項に係わらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会に於ける議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第7条 理事会は理事の過半数の出席がなければ理事会を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることとはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、法令に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、議長はこれに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権 限)

第15条 理事会は、この法人の業務を執行し、理事の職務の執行を監督するとともに理事長及び常務理事（業務執行理事）の選任及び解任を行う。

(理事会の議決事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 理事長及び常務理事（業務執行理事）の選任又は解任
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 施設長及びこれに準ずる者の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- ヌ 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- ル 社会福祉充実計画の策定
- ヲ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- イ この法人の運営に必要な規則の制定、変更及び廃止
- ロ 理事長、業務執行理事の選任・解任
- ハ 基本財産の指定、維持及び処分
- ニ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
- ロ 重要な事業その他の争訟の処理
- ハ その他理事会が必要と認める事項

(理事会への報告事項)

第17条 理事長並びに業務執行理事は、毎事業年度ごとに3ヶ月を超える間隔で3回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 理事会の事務局には、常務理事（業務執行理事）がこれに当たる。

第6章 雑 則

(改 廃)

第 19 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は理事が理事会に出席をした場合に於ける当該出席の方法）
- 2 定款第12条第2項の規定による評議員の請求を受けた招集
- 3 定款第26条第2項の規定による理事長以外の請求をした理事の招集
- 4 議事の経過の要領及びその結果
- 5 議決を要する事項において特別の利害関係を有する理事がいるときは、当該評議員の氏名
- 6 次の意見又は発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された理事会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が理事会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、理事会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- 7 理事会に出席した理事、監事の氏名または名称
- 8 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- 9 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

平成28年11月27日 制定

評議員会運営規則

社会福祉法人 原町成年寮

評 議 員 会 運 営 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、社会福祉法人原町成年寮（以下「この法人」という）定款第 9 条に基づき、評議員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

第 2 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

3 監事は、評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

(評議員選任・解任委員会)

第 3 条 評議員の選任及び解任は、この法人の定款第 6 条に定める評議員選任・解任委員会に理事会より候補者名簿等の資料を提出し、それを参考として評議員選任・解任委員会の決議により行う。

2 前項の評議員選任・解任委員会の構成、選出及び解任の審議の方法及び候補者名簿等の資料の内容等については、法人定款第 6 条に基づき、理事会が別に定める評議員選任・解任委員会規則によるものとする。

第 2 章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

第 4 条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は、年 1 回毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するものとし、理事長がこれを招集する。

3 臨時評議員会は、年 1 回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他、必要がある場合には、いつでも開催するものとし、理事長がこれを招集する。

4 前項に係わらず、理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

5 前項の招集の請求をした評議員は、次の場合には、東京地方裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

(招集の手続き)

第 5 条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

(1) 評議員会の日次及び場所

(2) 評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(3) 次に掲げる事項が評議員会の目的である事項であるときは、当該事項の概要

2 前項の規定に係わらず、前条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は前項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第6条 評議員会を招集するには、理事長(第4条第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあつてはその評議員、事項において同じ。)は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、書面でその通知をしなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により、通知を发出することができる。

3 前2項の通知には、第5条の第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定に係わらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときには、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

第3章 評議員会の議事

(議長)

第8条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

2 前項の評議員会会長は、あらかじめ評議員会において選出する。

3 第1項の評議員会会長が出席しないときは、その評議員会議長は出席した評議員の中から選出する。

(評議員提案権)

第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の2週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき、議案を提出することができる。

(招集手続等に関する検査役の選任)

第10条 この法人又は評議員は、評議員会に係わる招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、東京地方裁判所に対し、検査役の選任の申し立てをすることができる。

(評議員会の運営)

第11条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

- 2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。
- 3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の議決事項)

第12条 評議員会は社会福祉法及びこの法人の定款に定める次の事項を決議する。

- (1) 理事及び幹事の選任又は解任
 - (2) 理事及び幹事並びに評議員の報酬等に関する規定
 - (3) 理事及び幹事並びに評議員の報酬等の額の決定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (7) 長期借入金（借入期間が当該年度末を超える借入金）の借入及び譲り受け
 - (8) 障害福祉サービス目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (9) 事業の全部もしくは一部の譲渡及び障害福祉サービス目的事業の全部の譲渡
 - (10) 評議員会に提出・提供された資料を調査する者の選任
 - (11) 評議員会の請求により又は評議員会により招集された評議員会においては、業務及び財産の状況を調査する者の選任
 - (12) 評議員会の延期又は続行
 - (13) 社会福祉充実計画の承認
 - (14) その他、法令並びにこの法人の定款に定める事項
- 2 前項に係わらず、個々の評議員会においては、当該評議員会に係わる招集通知に記載又は記録された事項以外の事項については、決議することはできない。ただし、前項(10)、(11)及び(12)に係わる事項については、この限りではない。

(議決)

第13条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員現在数の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決裁するところによる。前段の場合において、議長は評議員として評決に加わることはできない。

- 2 前項に係わらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数をもっておこなわなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 理事、監事の責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 事業の全部又は一部の譲渡
 - (5) 公益事業の全部の廃止
- 3 前項第3号に係わらず、目的、公益事業並びに評議員の選任及び解任に係わ

る定款の変更の決議は、議決に加わることができる評議員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 4 前3項の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会への報告事項)

第14条 理事は、社会福祉法並びにこの法人の定款の定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合において、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第15条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。

ただし、その事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、その限りではない。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載しなければならない。

(議事録の配布)

第17条 議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第18条 評議員会の事務局には、常務理事がこれに当たる。

第5章 雑 則

(改 廃)

第19条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 紙

議事録記載事項

- 1 開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事、又は評議員が評議員会に出席をした場合に於ける当該出席の方法）
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 議決を要する事項において特別の利害関係を有する評議員がいるときは、当該評議員の氏名
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
 - イ 監事が監事の選任又は辞任について意見を述べたとき
 - ロ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ハ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令もしくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - ニ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- 5 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名または名称
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
- 7 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名